

提出先	静岡県
-----	-----

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）

○

(4) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）

○

(5) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

○

☐ ☐ ☐ ☐
--

(6) キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。	
補助金を申請予定でない場合、各加算区分の算定に必要な令和7年度中の職場環境等要件を満たす。 ※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。	○

【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

該当

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上の取組を実施すること。
・「生産性向上のための取組」のうち3以上の取組(うち⑰又は⑱は必須)を実施すること。

【処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ】

- ⇒ ・届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)する又は令和7年度中に要件整備を行う誓約をすること(「誓約」)。
・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容	
入職促進に向けた取組	✓	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
		②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	✓	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	✓	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	✓	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
		⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	✓	⑦エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	✓	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	✓	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	✓	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	✓	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	✓	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理		⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	✓	⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	✓	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	✓	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	✓	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	✓	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	✓	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	✓	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	✓	㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	✓	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
	✓	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	✓	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	✓	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	✓	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
		㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	✓	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

見える化要件【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

- ・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和7年度中の見込みでも差し支えない。

○

ホームページへの掲載	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	✓	職場環境等要件の28項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
☒	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
☐	令和7年度に繰り越す予定の額(2 ②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
☒	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
☒	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
☒	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
☒	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
☒	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

	○
本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。	
令和 7 年 4 月 9 日 法人名 社会福祉法人 函要会	
代表者	職名 理事長 氏名 杉山 潔

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること	○
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
必要な項目が全て選択されていること	○
誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 社会福祉法人 国寿会

【記入上の注意】

・オレンジ色 [ピンク色] のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 静岡県

処遇改善加算(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1の①の内数)	112,723,368	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1の②の内数)	36,563,328	円
うち、新たに増加するほぐスペースアップ等加算相当の見込額(円) (別紙様式2-1の③の内数)	0	円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改定額をも含めて判断すること。

⑥キャリアパス要件Ⅳについて(「令和7年度の算定予定」について)

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	12
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を附けた事業所数 (延べ人数・予防・総合事業での重複を除く)	5

介護保険 事業所番号	指定事業者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬改定単価 【単位】 (a)	1単位 あたりの 単価(円) (b)	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降に 算定する処遇改 善加算の区分	加 算 率 (c)	算定対象月 (d)	処遇改善加算 の見込額 (a×b×c×d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	①月給賃金要件Ⅰ		②月給賃金要件Ⅱ		③・④キャリアパス 要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアパス要 件Ⅲ	⑥キャリアパス要 件Ⅳ	⑦キャリアパス要件 Ⅴ	
		都道府県	市区町村											処遇改善加算 1/2を満たす	月給賃金要件Ⅱを満たす							
1	2270300656	静岡県	静岡市	特別養護老人ホーム国府ふなの森	介護老人福祉施設サービス	2,478,845	10.14	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	42,227,580	○	処遇改善加算Ⅳ相当の加算額を算出する加算額の1/2	処遇改善加算Ⅰを満たす	新たに増加する旧ペーシング等加算相当の加算額の算出額	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(昇給40万円以上)を満了する職員数を記載		日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
2	2270300664	静岡県	静岡市	訪問介護センター国府ふなの森	訪問介護	91,504	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	2,746,644	○				○	○			特定事業所加算Ⅱ
3	2270300664	静岡県	静岡市	訪問介護センター国府ふなの森	訪問介護サービス(独自/定率)	5,634	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	169,068	○				○	○			併設主体事業所において処遇改善加算Ⅰの算出あり
4	2270300664	静岡県	静岡市	訪問介護センター国府ふなの森	訪問介護サービス(独自)	2,349	10.21	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	70,560	○				○	○			併設主体事業所において処遇改善加算Ⅰの算出あり
5	2270300664	伊豆の国市	静岡市	訪問介護センター国府ふなの森	訪問介護サービス(独自)	6,698	10.00	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	処遇改善加算Ⅰ	24.5%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	196,920	○				○	○			併設主体事業所において処遇改善加算Ⅰの算出あり
6	2270300672	静岡県	静岡市	デイサービス酒井ふなの森	通所介護	725,561	10.14	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	8,155,956	○				○	○			サービス提供体制強化加算Ⅰ
7	2270300672	静岡県	静岡市	デイサービス酒井ふなの森	通所介護サービス(独自/定率)	14,416	10.14	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	161,340	○				○	○			サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡに準じる市町村独自の加算
8	2270300681	静岡県	静岡市	ショートステイ酒井ふなの森	短期入所生活介護	299,329	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	5,114,208	○				○	○			サービス提供体制強化加算Ⅰ
9	2270300681	静岡県	静岡市	ショートステイ酒井ふなの森	介護予防短期入所生活介護	3,429	10.17	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	58,572	○				○	○			サービス提供体制強化加算Ⅰ
10	2270300184	静岡県	伊豆の国市	特別養護老人ホーム国府山ふなの森	介護老人福祉施設サービス	2,445,480	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月 (12ヶ月)	41,084,040	○				○	○			日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ

介護保険 事業所番 号	介護保険 指定権者 名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介 護報酬(単位) 加算を除く 〔単位〕 〔a〕	1単位 あたりの 単価〔円〕 〔b〕	令和7年3 月時点の算 定区分	加算率	令和7年4月以 降に 算定する処遇改 善加算の区分 〔c〕	算定対象月 〔d〕 ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算 の 見込額〔円〕 (a×b×c×d)	①月額賃金要件 I		②月額賃金要件 II		③・④キャリアパス 要件 I・II	⑤キャリアパス要件 III	⑥キャリアパス要件 IV	⑦キャリアパス要件 V	
		都道府県	市区 町村										処遇改善加算 IV相当の加算 額の見込額の 1/2	月額賃 金要件 Iを満た す	新たに増加する 旧ベースアップ 等加算相当の 処遇改善加算 の見込額	月額賃 金要件 IIを満た す					
11	2270800184	静岡県	伊豆の国 市	ショートステイ 山之内の森	短期入所生活介護	313,500	10,000	処遇改善加算 I	14.0%	処遇改善加算 I	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	5,266,800	1,692,900	○			○	1		改善後の賃金要件 (年給440万円以上)を 満たす職員数を配 載	介護福祉士等の配 置要件の状況が分 かる加算の算定状 況
12	2270800184	静岡県	伊豆の国 市	ショートステイ 山之内の森	介護予防短期入所 生活介護	10,858	10,000	処遇改善加算 I	14.0%	処遇改善加算 I	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	182,400	58,620	○			○				サービス提供体制強化 加算 I
13	2270800184	静岡県	伊豆の国 市	デイサービス 山之内の森	通所介護	645,784	10,000	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	7,129,440	2,479,800	○			○	○			サービス提供体制強化 加算 I
14	2270800184	伊豆の国市	伊豆の国 市	デイサービス 山之内の森	通所型サービス(後 者)	14,476	10,000	処遇改善加算 I	9.2%	処遇改善加算 I	令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 (12 ヶ月)	159,840	55,560	○			○	○			サービス提供体制強化 加算 I又はIIに準じる 市町村独自の加算